津山市立東小学校 いじめ問題対策基本方針

平成30年12月 策定 令和6年4月 改訂

めざす子ども像

- ・命の尊さに気づき,かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子
- ・学校生活の中で、自他の存在を認め合い、自己肯定感や有用感を高め、自己の良さを十分に発揮できる子。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、管理職・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭・随時、危機管理担当・PTA会長もが参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決の ための取組を行う。また、児童のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、だれらが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校で幻やを進める。 ・いじめの表別が止て向けた災害の主体的な活動を進めるとともに、だれらが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校で幻やを進める。

保護者・地域との連携

く連進の内容>

- 学校基本方針をPTA総会で説明し、 のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談 会等を活用したいじめ問題についての意見 交換や協議の場を設定し、取組の評価・改
- 善に生かす。 ・学校評議員や地域ボランティアの協力を得 て、地域の方々との懇談の機会を設け、児 童の学校外での生活に関する見守りや情報 提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努
- ・インターネットトのいじめの問題や、携帯電 話・スマートフォン等の正しい使い方等に いての啓発のためのPTA対象の研修会を
- ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹 介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成,実行・検証・修正の中核,相談窓口,発生したいじめ事案への対応。
- <対策委員会の開催時期>
- ・年3回開催(学期ごと、1・3回目は外部委員も参加)
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼 等で伝達.

- **・校外** スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー, PTA会長 等
- •校内

校長,教頭,生徒指導主事,教育相談担当,(危機管理担当),養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- 津山市教育委員会

<学校側の窓口>

<連携機関名>

- 津山警察署 ・近隣の各小中学校の生徒指導主事
- <連携の内容>
- ・非行防止教室の実施。・定期的な情報交換,連絡会議の開催。
- <学校側の窓口>
- 生徒指道主事

学校が実施する取組

- 教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、児童のインターネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
 いじめを生まないためには「規律」「学力」「自己有用感」を高めることが重要であることを認識し、研究部だけでなく生徒指導部も積極的に参画した校内研修を行う。 (児童会活動)
- て考える週間において、児童会主催の、児童生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

(居場所づくり)

1

防

日頃の授業や行事等、特別活動の中で、だれれが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育) മ

インターネット上のいじめを防止するために,情報機器の利便性とともに,情報を発信する責任を自覚し,適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授 業を、4~6学年において1時間以上行う。

(宝能押据)

- ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し,年2回の教育相談を行うことで,児童の生活の様子を十分把握し,いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立)
- 2 ・教育相談担当の教職員を児童に周知すると同時に,全ての教員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かい声かけを行い,児童がいつでもいじめを訴えたり 相談したりできるような体制を整える。 早

(情報共有)

- 期 ・児童の気になる変化や言動があった場合,5W1Hの記録用紙をつくり,教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
 - ・学年団会で、細かに情報共有を行う。週に一度、終礼で全職員で共通理解を図る。

見. (家庭への啓発)

・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応 に関する啓発を行う。

(いじめの有無の確認)

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたりその可能性が明らかになったりした時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- 3 (いじめへの組織的対応の検討)
 - いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を早急に開催する。

(いじめられた児童への支援)

- いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導)
- いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす悪影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うととも に、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

の 対 処

い

じ

め